

令和8年第I回公認会計士試験 短答式試験 企業法【講評】

企業法は例年通り全20問出題され、その内訳は、商法から2問、会社法から16問、金融商品取引法から2問でした。なお、会社法からの出題の内訳は、機関から7問、設立・資金調達・組織再編行為等からそれぞれ2問、株式・株式会社の計算等・持分会社からそれぞれ1問ずつであり、判例からの出題は全部で2肢となりました。

難易度は以下のとおりです。

- Aランク（なるべく正答したかった問題）…17問
- Bランク（少なくとも二択には絞りたかった問題）…2問
- Cランク（正答することが困難であった問題）…1問

以下、Bランクとした2問およびCランクとした1問についてのコメントとなります。

問題2 は、条件が多数盛り込まれた読みづらい肢が多く、難しさを感じた人が多かったのではないかと思われます。

問題12 は、社外取締役という出題論点自体に苦手意識のある人も多いと思われるうえ、読みづらい肢が多く、またウの肢が会社法施行規則の細かい知識からの出題だったため、やや難しかったと思われます。

問題19 は、出題された知識自体がかなり細かく、事前に押さえていた人は少数でしょう（なお、CPAでは、ウの肢は短答直前答練第1回で出題していました）。正答率はかなり低くなることが予想されます。

Aランクを17問中15～16問正答し、Bランクを2問中0～1問正答した場合の80点が合格ボーダーになると思われます。

前回の5月短答と比較すると読みづらい肢が増えた印象ですが、確実に判断できる肢も多く、しっかりと対策をして難しい肢に惑わされずに解答できれば結果的に高得点が見込めた回だったでしょう。

今後もこの傾向が続くとは限りませんが、基本的にはテキスト等で重要性が高い論点の精度を上げて、確実にマル・バツの判断をすることが高得点を獲得するためには重要であるといえます。

令和8年公認会計士試験

第Ⅰ回短答式試験

企業法・解答解説

問題 1 正解 4 (難易度: A)

ア. × 商行為の委任による代理権は、本人の死亡によっては、消滅しない（商法 506 条）。代理人は本人の死亡によって、当然に相続人の代理人となる。

イ. ○ 支配人は、商人の許可を受けなければ、次に掲げる行為をしてはならない（商法 23 条 1 項各号）。

- ① 自ら営業を行うこと
- ② 自己または第三者のためにその商人の営業の部類に属する取引をすること
- ③ 他の商人または会社もしくは外国会社の使用人となること
- ④ 会社の取締役、執行役または業務を執行する社員となること

なお、②が競業禁止義務を、①、③、④が精力分散防止義務を定めたものである。

ウ. ○ 支配人が、商人の許可を受けずに自己または第三者のためにその商人の営業の部類に属する取引をすることができない（商法 23 条 1 項 2 号）のは、肢イの解説どおりである。そして、支配人が同条項の規定に違反して同項第 2 号に掲げる行為をしたときは、当該行為によって支配人または第三者が得た利益の額は、商人に生じた損害の額と推定する（同条 2 項）。

競業取引によって会社が被った損害の額の立証が困難な場合もあるため、その立証を容易にする趣旨である。

エ. × 商人の営業所の営業の主任者であることを示す名称を付した使用人は、当該営業所の営業に関し、一切の裁判外の行為をする権限を有するものとみなす。ただし、相手方が悪意であったときは、この限りでない（商法 24 条）。

外観法理に基づき、取引の安全を図る趣旨である。

問題 2 正解 3 (難易度: B)

- ア. ○ 運送人は、運送品の受取から引渡しまでの間にその運送品が滅失しもしくは損傷し、もしくはその滅失もしくは損傷の原因が生じ、または運送品が延着したときは、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。ただし、運送人がその運送品の受取、運送、保管および引渡しについて注意を怠らなかったことを証明したときは、この限りではない（商法 575 条）。すなわち、立証責任が運送人に転換された過失責任である。
- もっとも、貨幣、有価証券その他の高価品については特則があり、荷送人が運送を委託するに当たりその種類および価額を通知した場合を除き、運送人は、その滅失、損傷または延着について損害賠償責任を負わない（商法 577 条 1 項）とされている。運送人が予想外に巨額の損害賠償責任を負う結果となることを防止する趣旨である。ただし、① 物品運送契約の締結の当時、運送品が高価品であることを運送人が知っていたとき、② 運送人の故意または重大過失によって、高価品の滅失、損傷または延着が生じたときは、この限りでない（同条 2 項）。
- イ. × 運送品の損傷または一部滅失についての運送人の責任は、荷受人が異議をとどめないで運送品を受け取ったときは、消滅する。ただし、運送品に直ちに発見することができない損傷または一部滅失があった場合において、荷受人が引渡しの日から二週間以内に運送人に対してその旨の通知を発したときは、この限りでない（商法 584 条 1 項）。もっとも、かかる規定は、運送品の引渡しの当時、運送人がその運送品に損傷または一部滅失があることを知っていたときは、適用されない（同条 2 項）。
- ウ. × 運送品の滅失または損傷の場合における損害賠償の額は、**その引渡しがされるべき地および時における運送品の市場価格**（取引所の相場がある物品については、その相場）によって定める。ただし、市場価格がないときは、その地および時における同種類で同一の品質の物品の正常な価格によって定める（商法 576 条 1 項）。
- エ. ○ 運送人は、運送品の受取から引渡しまでの間にその運送品が滅失しもしくは損傷し、もしくはその滅失もしくは損傷の原因が生じ、または運送品が延着したときは、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。ただし、運送人がその運送品の受取、運送、保管および引渡しについて注意を怠らなかったことを証明したときは、この限りでない（商法 575 条）。

問題3 正解 5 (難易度: A)

- ア. × 発起人の人数については制限がない。すなわち、発起人の人数は、1人でも複数人でもよい。そのため、株式会社については、発起人1人による会社設立が認められる。
- イ. ○ 発起人の資格については制限がない。すなわち、自然人だけでなく、法人も発起人となることができる。
- ウ. × 現物出資または財産引受けの目的たる財産として定款に記載または記録された価額が相当であることについて、弁護士、弁護士法人、公認会計士、監査法人、税理士または税理士法人の証明（目的物たる財産が不動産であるときは、当該証明および不動産鑑定士の鑑定評価）を受けた場合、検査役の調査が免除となる（33条10項3号）。相当性について専門家の証明を受けた場合には、会社の財産的基礎を害するおそれがあるため、検査役の調査の免除が認められているのである。
- もっとも、証明の公正性を確保するため、**発起人は公認会計士であったとしても専門家の証明をすることができない**とされている（33条11項1号）。
- エ. ○ 発起人は、株式会社の設立に際して次に掲げる事項（定款に定めがある事項を除く）を定めようとするときは、その全員の同意を得なければならない（32条1項）。

- ① 発起人が割当てを受ける設立時発行株式の数
 ② 発起人が割当てを受ける設立時発行株式と引換えに払い込む金銭の額
 ③ 成立後の株式会社の資本金および資本準備金の額に関する事項

また、設立しようとする株式会社が種類株式発行会社である場合において、設立時発行株式が108条3項前段の規定による定款の定めがあるものであるときは、発起人は、その全員の同意を得て、当該設立時発行株式の内容を定めなければならない（32条2項）。

問題 4 正解 6 (難易度: A)

ア. × 設立時募集株式引受人は、払込みを仮装した場合には、当該設立時募集株式引受人の支払（102条の2第1項）、または、払込みを仮装することに関与した発起人または設立時取締役の支払（103条2項本文）がされた後でなければ、払込みを仮装した設立時発行株式について、設立時株主および株主の権利を行使することができない（102条3項）。

設立時募集株式引受人が払込みを仮装した場合に、発起人が支払いをしたからといって、当該発起人が設立時株主および株主の権利を行使することができるようになるわけではない。

イ. × 設立時に現物出資することができるのは、重い責任が課せられている発起人のみである（34条1項、63条1項対比）。

ウ. ○ 株式会社の成立の時における現物出資財産等の価額が当該現物出資財産等について定款に記載され、または記録された価額（定款の変更があった場合にあっては、変更後の価額）に著しく不足するときは、発起人および設立時取締役は、当該株式会社に対し、連帶して、当該不足額を支払う義務を負う（52条1項）。

この責任は、株主による責任追及等の訴え（847条1項本文）の対象である、発起人、設立時取締役、設立時監査役、役員等または清算人（発起人等）の責任に該当する。

エ. ○ 設立時募集株式引受人は、払込期日または払込期間内に、発起人が定めた払込取扱機関において、それぞれの設立時募集株式の払込金額の全額の払込みを行わなければならない（63条1項）。

また、設立時募集株式の引受人は、それぞれの払込金額の払込みをしないときは、当該払込みをすることにより設立時募集株式の株主となる権利を失う（同条3項）。発起人と異なり、設立時募集株式引受人には、失権手続は設けられていない。

問題 5 正解 4 (難易度: A)

- ア. × 取得請求権付株式の取得の対価として交付される財産の内容については、特に限定されていない（107条2項2号ロ～ホ）。つまり、（i）株式会社の社債、（ii）新株予約権、（iii）新株予約権付社債、（iv）株式等以外の財産（金銭等）、（v）他の種類株式を交付することができる。なお、取得請求権付株式の取得については、他の種類の株式を対価とする場合を除き、財源規制が設けられている（166条1項ただし書）。
- イ. ○ 株式会社は、剰余金の配当について内容の異なる2以上の種類の株式を発行する場合には、当該種類の株主に交付する配当財産の価額の決定の方法、剰余金の配当をする条件その他剰余金の配当に関する取扱いの内容および発行可能種類株式総数を定款で定めなければならない（108条2項1号）。この「剰余金の配当をする条件その他剰余金の配当に関する取扱いの内容」には配当財産の種類が含まれる（会社法施行規則20条1項参照）。
- ウ. ○ 種類株式発行会社とは、剰余金の配当その他の一一定の事項について内容の異なる2以上の種類の株式を発行する株式会社をいう（2条13号）。定款で2種類以上の株式を定めていれば、実際に2種類以上発行している必要はない。
- エ. × ある種類株式の発行後に定款を変更して当該種類株式の内容として取得条項を設け、または取得条項の内容についての定款の変更（当該事項についての定款の定めを廃止するものを除く）をしようとするときは、当該種類株式を有する株主全員の同意を得なければならない（111条1項）。取得条項が設けられると、一定の事由の発生により株式会社に株式が取得されることとなるため、種類株主全員の同意を求めているのである。

問題 6 正解 6 (難易度: A)

ア. × 株主は、その有する議決権を統一しないで行使することができる (313 条 1 項)。

すなわち、株主が複数の議決権を有する場合において、その一部をもって賛成し、残りをもって反対することができるものである。

なお、株式会社は、株主が他人のために株式を有する者でないときは、当該株主が議決権を統一しないで行使することを拒むことができる (同条 3 項)。

イ. × 株式会社または総株主 (株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く) の議決権の百分の一 (これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合) 以上の議決権を有する株主は、株主総会に係る招集の手続および決議の方法を調査させるため、当該株主総会に先立ち、裁判所に対し、検査役の選任の申立てをすることができる (306 条 1 項)。当該検査役は、一般的に総会検査役といわれる。

ウ. ○ 株式会社は、基準日を定め、当該基準日において株主名簿に記載されている株主 (基準日株主) をその権利行使することができる者と定めることができる (124 条 1 項)。なお、基準日株主が行使することができる権利は、基準日から 3 か月以内に行使するものでなければならない (同条 2 項)。

基準日制度の趣旨は、基準日という一定時点において権利行使すべき株主を確定させることで、会社の事務処理の便宜を図ることにある。

エ. ○ 株式会社が特定の株主に対して無償で財産上の利益の供与をしたときは、当該株式会社は、株主の権利の行使に関し、財産上の利益の供与をしたものと推定する。株式会社が特定の株主に対して有償で財産上の利益の供与をした場合において、当該株式会社またはその子会社の受けた利益が当該財産上の利益に比して著しく少ないときも、同様とする (120 条 2 項)。

問題 7 正解 4 (難易度: A)

- ア. × 新株発行の無効の訴えの提訴期間は、公開会社でない株式会社にあっては、株式の発行の効力が生じた日から1年以内である（828条1項2号かつこ書）。
- イ. ○ 新株発行の無効の訴えの提訴権者は、設立する株式会社の株主等（株主、取締役または清算人（監査役設置会社にあっては株主、取締役、監査役または清算人、指名委員会等設置会社にあっては株主、取締役、執行役または清算人）であり、債権者は含まれない（828条2項1号2号）。
- ウ. ○ 最高裁判所の判例の趣旨によれば、株主から口頭または書面で差止請求がなされた場合、これを無視した募集株式の発行等は、無効原因とはならないが、差止めの仮処分または判決に反して募集株式の発行等がなされたときは、無効原因となる（最判平5年12月16日）。口頭または書面での差止請求は、差止請求権の濫用のおそれがあるため、これを無視したことは重大な瑕疵とはいえないが、仮処分などの公権的判断が示されている場合に、それを無視した募集株式の発行等を有効としてしまうと、株主に対して差止請求権を与えた趣旨が失われてしまうからである。
- エ. × 新株発行の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定したときは、当該株式会社は、当該判決の確定時における当該株式に係る株主に対し、払込みを受けた金額または給付を受けた財産の給付の時における価額に相当する金銭を支払わなければならない（840条1項）。

問題 8 正解 5 (難易度: A)

- ア. × 取締役会設置会社においては、取締役会による会社経営の適切かつ適時性のある意思決定を確保するため、株主総会は会社法が規定する事項および定款が定める事項、すなわち、基本的重要な事項に限り決議することができる（295条2項）。
- イ. ○ 会計参与は、いずれの機関設計においても任意に設置可能な機関であるが、非公開会社である取締役会設置会社（監査等委員会設置会社および指名委員会等設置会社を除く）が監査役を置かない場合（327条2項ただし書）は、会計参与を置く必要がある。
なお、株式会社において必ず設置が義務づけられている株主総会および取締役以外の機関を置く場合には、定款にその旨を定める必要がある（326条2項）。
- ウ. × 大会社（公開会社でないもの、監査等委員会設置会社および指名委員会等設置会社を除く）は、監査役会および会計監査人を置かなければならない（328条1項）。
- エ. ○ 株主総会を招集する場合には、次に掲げる事項を定めなければならない（298条1項）。

- | | |
|--|------|
| ① 株主総会の日時および場所 | 議題 |
| ② 株主総会の目的である事項があるときは、当該事項 | 書面投票 |
| ③ 株主総会に出席しない株主が書面によって議決権行使することができることとするときは、その旨 | |
| ④ 株主総会に出席しない株主が電磁的方法によって議決権行使すること | 電子投票 |
| ⑤ そのほか、法務省令で定める事項（会社法施行規則63条） | |

そして、取締役会設置会社においては、297条4項の規定により株主が株主総会を招集するときを除き、株主総会の招集事項の決定は、取締役会の決議によらなければならない（298条4項）。

問題9 正解2 (難易度: A)

ア. ○ 株式会社が、その総株主の議決権の4分の1以上を有することその他の事由を通じて、株式会社がその経営を実質的に支配することが可能な関係にあるものとして法務省令で定める株主は、株主総会において議決権を有しない（308条1項本文かっこ書、会社法施行規則67条）。

株式の相互保有は、企業間の協調、株主安定化などのために用いられるが、議決権行使の歪曲化や資本の空洞化のおそれがあるため、これを防ぐ趣旨から、議決権の制限を加えている。

イ. × 株主は、代理人によってその議決権を行使することができる（310条1項前段）。

その場合、**株主または代理人**が、代理権を証明する書面（いわゆる委任状）を株式会社に提出しなければならず（310条1項後段），その代理権の授与は、株主総会ごとにしなければならない（同条2項）。

ウ. ○ 株主（当該株主総会において決議した事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く）は、株式会社の営業時間内は、いつでも、代理権を証明する書面および電磁的記録の閲覧または謄写を請求することができる。この場合においては、当該請求の理由を明らかにしなければならない（同条7項）。

株式会社は、株主から閲覧または謄写の請求があったときは、法定の拒否事由がある場合を除き、これを拒むことができない。代理行使書面の閲覧拒否事由は、以下の通りである（同条8項各号）。

- ① 請求者がその権利の確保または行使に関する調査以外の目的で請求を行ったとき
- ② 請求者が当該株式会社の業務の遂行を妨げ、または株主の共同の利益を害する目的で請求を行ったとき
- ③ 請求者が代理権を証明する書面および電磁的記録の閲覧または謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報するため請求を行ったとき
- ④ 請求者が、過去2年以内において、代理権を証明する書面および電磁的記録の閲覧または謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報したことがあるものであるとき

エ. × 退任取締役に対し退職慰労金を支給する旨の株主総会の決議において、当該退任取締役は、決議について特別の利害関係を有する株主に該当する。もっとも、**株主総会の決議**においては、決議について特別の利害関係を有する者が議決権を行使したことによって、著しく不当な決議がされた場合に当該決議が取り消されることはあれど（831条1項3号参照），**特別の利害関係を有する株主が議決権を行使すること**自体は禁じられていない。

問題10 正解 3 (難易度: A)

ア. ○ 最高裁判所の判例の趣旨によれば、決議取消しの訴えを提起した後、主張期間（決議の日から3か月／831条1項）が経過した場合、さらに新たな取消事由を追加して主張することは許されない（最判昭51年12月14日）。

決議の取消しについて主張期間が設けられている趣旨は、瑕疵が比較的軽微であり、瑕疵の有無や程度の判定も時の経過とともに困難となるため、可能な限り、早期に決議の効力を確定することにある。そうであるならば、主張期間経過後に新たな取消事由を追加して主張することは、当該趣旨に反することになるからである。

イ. × 会社法は、839条において会社の組織に関する訴えのうち遡及効を否定する場合について規定しているが、その中には決議取消しの訴えは含まれていない（839条、834条17号）。したがって、決議取消判決により決議が取り消された場合は、当該決議は遡及的に、すなわち、決議の時点まで遡って無効となる（839条の反対解釈）。

ウ. × 法律関係の画一的確定の観点から、決議取消判決は、第三者に対してもその効力を有する（838条）。すなわち、決議取消判決には対世的効力が認められている。

エ. ○ 決議取消しの訴えの提起があった場合において、招集手続または決議方法が法令または定款に違反するときであっても、裁判所は、①その違反する事実が重大でなく、かつ、②決議に影響を及ぼさないものであると認めるときは、決議取消しの請求を棄却することができる（831条2項）。これを、裁量棄却という。

裁量棄却が認められるのは、招集手続または決議方法の法令定款違反は軽微な瑕疵であることが多いと考えられるし、その場合は決議をやり直しても同じ結果が予想されるためである。

問題11 正解 6 (難易度: A)

- ア. × 監査役の兼任禁止の規定（335条2項）により、監査役は子会社の会計参与を兼ねることができないため、会計参与は親会社の監査役を兼ねることができない。
- イ. × 会計参与は、その職務を行うため必要があるときは、会計参与設置会社の子会社に対して会計に関する報告を求め、または会計参与設置会社もしくはその子会社の業務および財産の状況の調査をすることができる（374条3項）。
- ウ. ○ 会計参与を辞任した者は、辞任後最初に招集される株主総会に出席して、辞任した旨およびその理由を述べることができる（345条2項）。
- エ. ○ 計算書類等を作成する場合において、会計参与は、法務省令で定めるところにより、会計参与報告を作成しなければならない（374条1項後段）。会計参与報告は、株主や会社債権者に対する情報提供を目的とするものである。
そして、会計参与は、各事業年度に係る計算書類およびその附属明細書ならびに会計参与報告を、定時株主総会の日の1週間（取締役会設置会社にあっては、2週間）前の日（第319条第1項の場合にあっては、同項の提案があった日）から5年間、法務省令で定めるところにより、当該会計参与が定めた場所に備え置かなければならない（378条1項1号）。

問題12

正解 4 (難易度: B)

ア. × 社外取締役とは、株式会社の取締役であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するものをいう（2条15号）。

- ① 当該株式会社またはその子会社の業務執行取締役もしくは執行役または支配人その他の使用人（業務執行取締役等）でなく、かつ、その就任の前10年間当該株式会社またはその子会社の業務執行取締役等であったことがないこと
- ② その就任の前10年内のいずれかの時において当該株式会社またはその子会社の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）または監査役であったことがある者（業務執行取締役等であったことがあるものを除く）にあっては、当該取締役、会計参与または監査役への就任の前10年間当該株式会社またはその子会社の業務執行取締役等であったことがないこと
- ③ 当該株式会社の親会社等（自然人であるものに限る）または親会社等の取締役もしくは執行役もしくは支配人その他の使用人でないこと
- ④ 当該株式会社の親会社等の子会社等（当該株式会社およびその子会社を除く）の業務執行取締役等でないこと
- ⑤ 当該株式会社の取締役もしくは執行役もしくは支配人その他の重要な使用人または親会社等（自然人であるものに限る）の配偶者または2親等内の親族でないこと

なお、③については、社外取締役に就任する以前の期間において、親会社等との関係者であったことがないことまでは要件とされておらず、あくまで就任時点において親会社等とその関係者でなければ足りる。

イ. ○ 株式会社（指名委員会等設置会社を除く）が社外取締役を置いている場合において、当該株式会社と取締役との利益が相反する状況にあるとき、その他取締役が当該株式会社の業務を執行することにより株主の利益を損なうおそれがあるときは、当該株式会社は、その都度、取締役の決定（取締役会設置会社にあっては、取締役会の決議）によって、当該株式会社の業務を執行することを社外取締役に委託することができる（348条の2第1項）。

上記の規定により委託された業務の執行は、社外取締役の要件（2条15号イ）に規定する「株式会社の業務の執行」に該当しないものとする（348条の2第3項本文）。ただし、社外取締役が業務執行取締役（指名委員会等設置会社にあっては、執行役）の指揮命令により当該委託された業務を執行したときは、この限りでない（同条項ただし書）。

- ウ. ○ 取締役が取締役の選任に関する議案を提出する場合において、候補者が社外取締役候補者であるときは、株主総会参考書類には、当該候補者について、会社法施行規則74条4項各号に掲げる事項（株式会社が公開会社でない場合にあっては、第3号から第8号までに掲げる事項を除く）を記載しなければならない。そして、同条項8号によれば、当該候補者が現に当該株式会社の社外取締役または監査役であるときは、これらの役員に就任してからの年数を定めなければならないとされている。
- エ. × 指名委員会等設置会社においては、取締役のうち社外取締役であるものについては、社外取締役である旨および各委員会の委員の氏名を登記しなければならない（911条3項23号イ・ロ）。しかし、住所の登記が求められるのは代表執行役のみである（同条項号ハ）。

問題13

正解 1 (難易度: A)

- ア. ○ 取締役および執行役が虚偽の登記をした場合において、これによって第三者に損害が生じたときは、その者は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う（429条2項柱書本文、1号ハ）。ただし、その者が当該行為をすることについて注意を怠らなかったことを証明したときは、責任を負わない（同条項柱書ただし書）。
- イ. ○ 取締役が自己または第三者のために株式会社とする取引（356条1項2号）を直接取引といい、かかる取引によって会社に損害が生じたときは、会社の承認の有無にかかわらず、次に掲げる取締役は、その任務を怠ったものと推定する（423条3項）。利益相反取引は会社に損害を及ぼすおそれの大きい行為であることから、取締役に任務を怠らなかったことの立証責任を転換することで会社の利益の保護を図っているのである。

- ① 直接取引において会社と取引をする相手方となる取締役、間接取引において利益を受ける取締役
- ② 利益相反取引をすることを決定した取締役
- ③ 利益相反取引に関する取締役会の承認決議に賛成した取締役（指名委員会等設置会社では、当該取引が会社と取締役との間の取引または会社と取締役との利益が相反する取引である場合に限る）

もっとも、監査等委員会設置会社において、取締役（監査等委員であるものを除く）が利益相反取引（356条1項2号3号）につき監査等委員会の承認を受けたときは、取締役の任務懈怠の推定規定が適用されない（423条4項）。これは、社外取締役に期待される利益相反の監督機能を前提に、監査等委員会制度の利用を促進するという政策的観点から認められたものである。

- ウ. × 株式会社が、保険者との間で締結する保険契約のうち役員等がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を保険者が填補することを約する契約であって、役員等を被保険者とするものを役員等賠償責任保険契約という。株式会社が、役員等賠償責任保険契約の内容を決定するには、株主総会の普通決議（取締役会設置会社にあっては取締役会の決議）によらなければならない（430条の3第1項）。

- エ. × 株式会社に最終完全親会社等がある場合において、特定責任（その免除について総株主の同意が必要とされているものに限る）を免除する場合は、株式会社の総株主の同意に加えて、当該株式会社の最終完全親会社等の総株主の全員の同意がなければ、免除することができない（847条の3第10項）。

株式会社の総株主の同意のみで責任を免除することができてしまうと、多重代表訴訟制度を認めた意味がなくなってしまうからである。

問題14 正解 1 (難易度: A)

- ア. ○ 業務を執行しない有限責任社員は、業務執行社員の全員の承諾があるときは、その持分の全部または一部を他人に譲渡することができる（585条2項）。業務を執行しない有限責任社員の持分譲渡の要件が緩和されている理由は、業務を執行せず、有限責任しか負わない社員の個性を重視する必要性に乏しいためである。
- イ. ○ 持分会社は、その持分の全部または一部を譲り受けることができない（587条1項）。また、合併など譲渡以外の方法により持分を取得した場合には、当該持分は、当該持分会社がこれを取得したときに、消滅する（同条2項）。
- ウ. × 合同会社とは、間接有限責任社員のみからなる会社であり（576条4項），合名会社とは、直接無限責任社員のみからなる会社である（同条2項）。直接無限責任社員および直接有限責任社員からなる会社は、合資会社という（同条3項）。
- エ. × 持分会社の定款には、次に掲げる事項を記載または記録しなければならない（576条1項各号）。

①～③は株式会社の定款の絶対的記載事項と一緒に！

① 目的

② 商号

③ 本店の所在地

④ 社員の氏名または名称および住所

⑤ 社員が無限責任社員または有限責任社員のいずれであるかの別

⑥ 社員の出資の目的（有限責任社員にあっては、金銭等に限る）およびその額または評価の標準

合名会社・合資会社では登記事項！

有限責任社員は財産出資に限られる！

すなわち、持分会社である以上、合名会社であっても合同会社であっても、定款には社員の氏名または名称および住所を記載しなければならない。

問題15 正解 5 (難易度: A)

- ア. × 会計監査人設置会社においては、法務省令で定めるところにより、計算書類およびその附属明細書については、監査役（監査等委員会設置会社にあっては監査等委員会、指名委員会等設置会社にあっては監査委員会）および会計監査人の監査を受けなければならず、事業報告およびその附属明細書については、監査役（監査等委員会設置会社にあっては監査等委員会、指名委員会等設置会社にあっては監査委員会）の監査を受けなければならない（436条2項1号2号）。
- したがって、事業報告およびその附属明細書は会計監査人の監査の対象ではない（同条項参照）。
- イ. ○ 事業年度の末日において大会社であって、金融商品取引法24条1項の規定により有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならないものは、当該事業年度に係る連結計算書類を作成しなければならない（444条3項）。
- ウ. × 株式会社の親会社社員は、その権利を行使するため必要があるときは、裁判所の許可を得て、当該株式会社の計算書類等の閲覧または謄抄本の交付を請求することができる（442条4項本文）。
- エ. ○ 裁判所は、申立てによりまたは職権で、訴訟の当事者に対し、計算書類およびその附属明細書の全部または一部の提出を命ずることができる（443条）。

問題16 正解 3 (難易度: A)

- ア. ○ 社債権者集会の決議は、裁判所の認可を受けなければ、その効力を生じない(734条1項)。裁判所の認可を決議の効力発生要件としたのは、社債権者集会の決議は、支払の猶予など社債権者に譲歩を強いる内容であることが多いためであり、もって社債権者を保護するためである。
- イ. × 会社は、社債を発行する場合には、社債管理者を定め、社債権者のために、弁済の受領、債権の保全その他の社債の管理を行うことを委託しなければならない(702条)。すなわち、社債管理者を定めるのは会社であって社債権者集会ではない。
- ウ. × 社債管理者は、社債権者のために社債に係る債権の弁済を受け、または社債に係る債権の実現を保全するために必要な一切の裁判上または裁判外の行為をする権限を有する(705条1項)。
- 社債管理者が前項の弁済を受けた場合には、社債権者は、その社債管理者に対し、社債の償還額および利息の支払を請求することができる(同条2項)。もっとも、かかる請求に裁判所の認可が必要である旨の規定はない。
- エ. ○ 社債管理者は、社債権者集会の特別決議に基づいて、次に掲げる行為をすることができる(706条1項柱書本文)。ただし、②については、募集社債に関する事項において、社債権者集会の決議によらずにできる旨の定め(676条8号)がある場合には、社債権者集会の特別決議は不要である(706条1項柱書ただし書)。

- ① 社債の全部についてするその支払の猶予、その債務もしくはその債務の不履行によって生じた責任の免除または和解(②の行為を除く)
- ② 社債の全部についてする訴訟行為または破産手続、再生手続、更生手続もしくは特別清算に関する手続に属する行為(705条1項の行為を除く)

ここで、①における「社債の全部についてする…その債務…の免除」とは、社債の元利金の全部または一部の免除を指しているため、社債権者集会の特別決議によれば、社債に係る債務の一部を免除することも可能である。

問題17

正解 2 (難易度: A)

- ア. ○ 吸収合併は、法定の全ての手続が終了している場合（吸収合併を中止した場合を除く）には、吸収合併契約において定めた効力発生日にその効力を生ずる（750条1項6項）。
- イ. × 新設分割は新設型再編に分類されるため、事前に新設分割計画においてその効力発生日を定めることはない（763条1項各号参照）。なお、新設分割の効力発生時期は、新設分割設立株式会社の成立の日（設立の登記をした日）である（764条1項）。
- ウ. ○ 株式交付は、あらかじめ株式交付計画で定めた効力発生日に、株式交付子会社の株式および新株予約権等を譲り受ける（774条の11第1項）。ただし、手続が終了していない場合または株式交付を中止した場合は除かれる（同条5項1号2号）。
- エ. × 株式移転は新設型再編に分類されるため、事前に株式移転計画においてその効力発生日を定めることはない（773条1項各号参照）。なお、株式移転の効力発生時期は、株式移転設立完全親会社の成立の日（設立の登記をした日）である（774条1項）。

問題18 正解 1 (難易度: A)

ア. ○ 吸収分割とは、株式会社または合同会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を分割後他の会社に承継させることをいう（2条29号）。

イ. ○ 簡易組織再編行為とは、組織再編行為に係る契約の相手方に承継させる資産の額が、株式会社の総資産額として法務省令で定める方法により算定される額の5分の1（定款で厳格にすることが可能）を超えない場合、または、組織再編行為等に係る契約の相手方に交付する対価の額が、株式会社の純資産額として法務省令で定める方法により算定される額の5分の1（定款で厳格にすることが可能）を超えない場合をいう。

そして、簡易吸収分割に該当する場合には、吸収分割株式会社において、株主総会決議は不要である（784条1項本文、2項）。簡易吸収分割は、株主に与える影響が小さいと予想され、株主総会による承認を要求しなくとも株主保護に欠けることはないと考えられるため、株主総会招集の費用と時間を節約するため、その省略を認めることが合理的だからである。

ウ. × 吸収分割承継会社が合資会社である場合において、吸収分割会社が吸収分割に際して吸収分割承継会社（合資会社）の社員となるときは、吸収分割契約において、当該社員の氏名または名称および住所、当該社員が無限責任社員または有限責任社員のいずれであるかの別ならびに当該社員の出資の価額を定めなければならない（760条4号口）。そして、吸収分割会社は、効力発生日に、当該定めに従い、吸収分割承継会社（合資会社）の社員となる（761条8項前段）。

ここで、当該社員が株式会社である場合において、吸収分割承継会社（合資会社）の無限責任社員になることができないという規定は存在しない。

エ. × 吸収分割承継会社が合資会社である場合についても、株式会社の場合と同様に、債権者が異議を述べることができるときには、当該合資会社は、一定の事項を官報に公告し、かつ、知れている債権者には各別にこれを催告しなければならない（799条2項）。

ここで、吸収分割承継会社が株式会社の場合は、「計算書類に関する事項として法務省令で定めるもの」を公告等の内容に含める必要があるが、吸収分割承継会社が合資会社の場合は、当該事項を公告等の内容に含める必要はない（802条2項）。

問題19 正解 2 (難易度: C)

- ア. ○ 金融商品市場において、金融商品市場を開設する者の定める基準および方法に従い、売買の当事者が将来の一定の時期において金融商品およびその対価の授受を約する売買であって、当該売買の目的となっている金融商品の転売または買戻しをしたときは差金の授受によって決済することができる取引は、金商法上の「市場デリバティブ取引」に該当する（金商法2条21項柱書、1号）。
- イ. × 金融商品市場および外国金融商品市場によらないで行う、当事者の一方の意思表示により当事者間において当該意思表示を行う場合の金融指標としてあらかじめ約定する数値と現に当該意思表示を行った時期における現実の当該金融指標の数値の差に基づいて算出される金銭を授受することとなる取引を成立させることができる権利を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うことを約する取引またはこれに類似する取引が、金商法上の「店頭デリバティブ取引」に該当する（金商法2条22項柱書、4号）。
- ウ. ○ 暗号等資産は、金商法上の「金融商品」に該当する（金商法2条24項3号の2）。
- エ. × 金融商品の価格または金融商品の利率等は、金商法上の「金融指標」に該当する（金商法2条25項1号）。

問題20 正解 6 (難易度: A)

ア. × 株式の分割により株式の数が増加する場合は、発行者に開示義務を課さなくとも投資者保護に欠けることがないため、有価証券の募集に該当することはない（企業内容等開示ガイドライン2-4-1）。

イ. × 有価証券の取得等の申込みの勧誘時において発行価格に係る仮条件を投資者に提示し、当該有価証券に係る投資者の需要状況を把握したうえで具体的な発行価格を決定して有価証券を発行する方式をブックビルディング方式という。

ここで、有価証券の発行価格の決定前に募集をする必要がある場合その他の内閣府令で定める場合には、発行価格その他の内閣府令で定める事項を記載しないで有価証券届出書を提出することができる（金商法5条1項柱書ただし書、企業内容等開示府令9条）。この場合は、具体的な発行価格が決定した時点で訂正届出書を提出する必要がある（金商法7条前段）。

ウ. ○ 有価証券届出書のうちに、重要な事項について虚偽の記載があり、または記載すべき重要な事項もしくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けているときは、当該有価証券届出書の届出者（発行会社）は、当該有価証券を募集または売出しに応じて取得した者に対して、損害賠償責任を負う（金商法18条1項本文）。当該責任は無過失責任である。

ただし、当該有価証券を取得した者が取得の申込みの際、有価証券届出書の記載が虚偽であり、または欠けていることを知っていた場合は、届出者の責任は免責される（同条項ただし書）。

エ. ○ 発行登録制度を採用する発行者は、発行登録書を内閣総理大臣に提出することで、有価証券の募集または売出しを登録することができる（金商法23条の3第1項）。

ここで、発行登録書には、発行予定期間、有価証券の種類、発行予定額または発行残高の上限、引受予定証券会社、そして直近の継続開示書類を参照すべき旨が記載される（金商法23条の3第1項、企業内容等開示府令14条の3）。